令和4年度

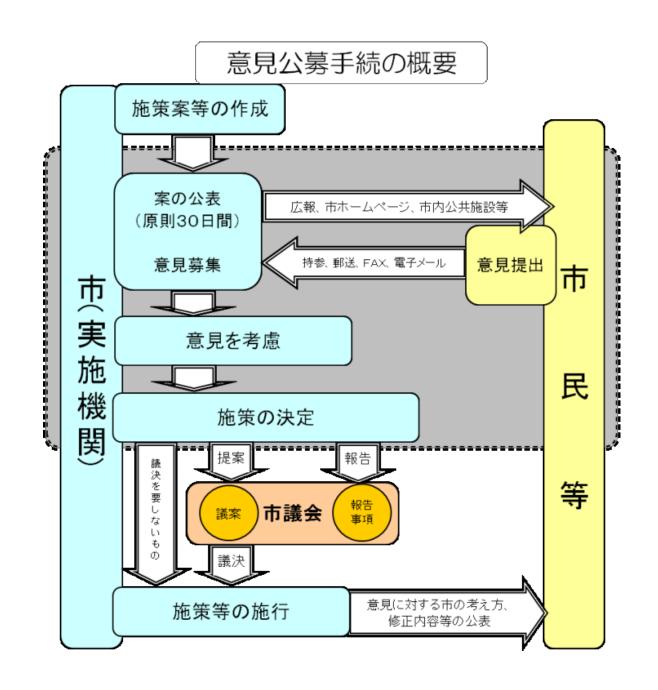
意見公募手続実施概要

志木市

◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、 行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづ くりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制 定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



○意見公募手続の概要

◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定 「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制 定・改廃(ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。) 「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃 「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃 「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更 学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止 又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの
- ※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

◇意見の提出方法

書面により、募集期間内(原則30日)に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と 意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表しま す。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するととも に実施状況を検討し、改善等を行います。 志木市意見公募手続条例(平成20年志木市条例第2号)第9条の規定 に基づき公表するものです。

令和4年度意見公募を実施した案件

案 件 名	募集期間	提出意見数	担当課
志木市民サービスステーショ ン設置方針 (案)	令和 4 年 6 月 1 日 (水) ~令和 4 年 6 月 30 日 (木)	1件 (1人)	総合窓口課
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方	令和 4 年 8 月 19 日 (金) ~令和 4 年 9 月 20 日 (火)	7件 (3人)	市政情報課
志木市中心市街地活性化基本計画 (素案)	令和 4 年 10 月 7 日 (金) ~令和 4 年 11 月 7 日 (月)	2 件 (2 人)	産業観光課
「志木市地域共生社会を実現するための条例」の基本的な 考え方(案)	令和 4 年 11 月 21 日 (月) ~令和 4 年 12 月 20 日 (火)	11 件 (5 人 2 団体)	共生社会推進課
志木市地域防災計画(素案)	令和 4 年 12 月 9 日 (金) ~令和 5 年 1 月 7 日 (土)	4件 (1人)	防災危機管理課
志木市一般廃棄物処理基本計画(素案)	令和 4 年 12 月 9 日 (金) ~令和 5 年 1 月 7 日 (土)	0 件	環境推進課
志木市ペット霊園の設置の許 可等に関する条例の一部改正	令和 4 年 12 月 9 日 (金) ~令和 5 年 1 月 7 日 (土)	0 件	環境推進課
第 3 期志木市スポーツ推進計画 (素案)	令和 5 年 1月 12 日 (木) ~令和 5 年 2月 14 日 (火)	2 件 (1 人)	生涯学習課

「志木市民サービスステーション設置方針(案)」

1 意見公募期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月30日(木)まで

2 素案公表場所

市ホームページ、総合窓口課、柳瀬川駅前出張所、志木市役所出張所 (仮設)、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、 いろは遊学図書館、市民会館

人	数	意見件数
個 人	団 体	息 兄 仟 剱
1 人	0 人	1 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
Δ	その他 (素案に直接関連のない内容等)

No.		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	市民の文化・芸術活動の場の確保	文るまいすい防ンるるまっ行実ま 一・とが所の思のやうう。目です。 . 持高、対いをに保思の限いコイでで思にた際思 に保思の限いコイでで思にた際思 と利芸も境たをも良・どえあ 一のこの・も環のムて良・どえあ で芸は、をはい普フなに環をきる に保思の限いコイでで思にた際思 を発・交 があまり、る がの時の防われて。発うしとエてをが た、自エ見と をがけれまなが、ないがである。 を多発・交 をのいた、すい良定な・べききいもらにい 対をまつア 文るまいすい防ンるるまっ行実ま 識持っいイ	志「じのる容く置活営ま様りるず定なれて、しいる容く置活営ま様りるず定ないのの利会、に考、ご公と収たもいって、確で用議市ごえ同利平か集活の日ま定多皆いりは、配覧したな置まして、確で用議市ごえ同利平が集活のにまな、での目ま定多皆いりは、配覧したないのの利会、に考、ご公と収たない。まではのの利会、に考、ご公と収たないのがでとざ施、民設要野どはすって、確で用議市ごえ同利平が集活のおりないでがない。	0

デアを出し合い、実践できる 場所を提供する。例えば、

- 1) 太陽熱利用について勉強 し、ソーラークッカーや、太 陽温水器などを作る。
- 2) 各家庭の台所から出る野 なずを風で乾燥させ、使用 を集めて堆肥にし、畑止に使用 すれば地球温暖化の抑止に効 果があるので、乾燥ションに 菜くずの収集ステーショ しょう。

「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う志木市の考え方」

1 意見公募期間

令和4年8月19日(金)から令和4年9月20日(火)まで

2 素案公表場所

市ホームページ、市政情報課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、 いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊 学図書館

人	数	意見件数
個人	団 体	思见竹数
3 人	0 人	7 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
Δ	その他(素案に直接関連のない内容等)

No.		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般	志木市個人情報になる。 の所管でのないののはどうまでのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	行行行人、」って流の護して に は独等し条を の保立人と護用 の保立根付 の保立根付 で個で護行拠報度 の保立根付 に 大と護用 の一情のと は 大と護用 の一情のと の一情のと は のに のは は は のの のの のの のの のの のの のの	0
2	全般	志木個の 情報なずで 長にで が 理に で 対 が 理 は は で 反 機 と 、 す の の が 理 は 保 る ず で 反 、 す で の 人 情 れ の り 、 り る り る り る り る り る り る り る り る り る	利用及保護の制限には 開展に 開展の保護の 開展に 開展を に 関する。 に 規定に は に 規度に は に は は に は に は に は に に に に に に に に に に に に に	0

		して個人情報を預けていて個人情報を預けている。 国の所管と流出で表現の所では、 自分ででは、 自分で、他のことを します。 します。	条第2項において本人の同意がなければ目的外利用はできないという例外規定が設けられております。	
3	全般	今回の法改正で民間事業 者の提案に応じて匿名加 工をして情報の提供する 制度の導入は、志木市は 実施しないことを求めま す。	匿名加工情報の提供制度について は、当分の間、都道府県及び指定 都市について適用する事とされて いるため、現時点では本市におい て適用する考えはありません。	0
4	全般	国が匿名加工情報の制度を義務として全国自治体に押し付けた場合は、本人の申し出による個人情報の利用を拒否する権利を明記してください。	匿名加工情報の提供制度が地方公 共団体に適用を求められた場合に は、国と同じ規定を適用する事と なり、個人情報の利用を拒否する ことはできません。	0
5	全般	今の体人前たで供はして をおいい報るを をおおしな情すと が表でをでで間希るの をの体人前たで供るとの は、あし知行 がもに知く	「匿名は、 個こら報識を とはすて人間の とはすて人情報を とはすて人情報を を表現して のよって のよっで のよっで のよっで のいように がる復こで本ずとと をおでてで、の、はにる はに、 のいようは付ぼ をはいあけまる のいよい がいる のいよい のいよい のいよい のいよに のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよい のいよ のいよ	0
6	全般	た。今回の改正で「施行	類問、のと業イ仕もがの情報のと業イ仕もがのと業がのと業がでたる意定るをう事るるである。 て事体にる意定を場外イや設定問と連定問とのと業ががある。 全には人際に規語を対してするをうかがにて、、すづどしを国事るるである。 全には人際に進定的であるをうままな対として、、すづどしても、、、すづどしても、、、すづどしても、、、すづどしても、、、すづどしても、のと業イ仕もがのは、でための、と、でたり、では、では、のと、は、いいまでは、いまでは、	0

		はない はないました。 ときるは、きまった。 ときれがない。 をのれま、は、きまった。 には、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、きまった。 は、さい。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	を強化します。	
7	全般	さまざまな市の仕事を民間委託の方向に動いていることも心配な事です。 大事な個人情報を勝手に使われる事に反対です。	個人情報を含む業務を民間委託する場合には、国のガイドラインに基づいた仕様書や約款等を整備し、個人情報の取扱いに関しての遵守事項等を規定し、個人情報保護の体制を強化します。	0

「志木市中心市街地活性化基本計画(素案)」

- 1 意見公募期間 令和4年10月7日(金) ~ 令和4年11月7日(月)
- 2 素案公表場所

市ホームページ、産業観光課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、 いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは 遊学図書館、市民会館

人	数	意見件数
個 人	団 体	
2 人	0 人	2 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
\triangle	その他 (素案に直接関連のない内容等)

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	主 志 る 声聞いれ長あまタづ戸なを」を活にう 志 る の の の の の の の の の の の の の	を内市めま を内市めま を内市めま を内市の はの外のすにはるでご地つ とでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	0

その為には、小手先ではなくしっかり取り組んでほしくて、具体案を別紙にまとめました。

【別紙】

- ①駅前から新河岸川親水公園までボランティアガイドによる史話を聞きながら歩く。
- ②その道中には、空き店舗や空き家、空き地を利用して昭和を楽しめる工夫をする。
- 1 ・昭和館 (運営は老 人)入館料
- →昭和時代、どこの家庭 にもあった物を寄贈して もらう。

柱時計、茶箪笥、火鉢、 丸テーブル、そろばんな どを使い畳の和室

→老人と子どもの遊び場 (屋内)

おはじき、お手玉、かる た、将棋、囲碁

→大人と子どもの広場 (屋外)

ゴムとび、なわとび、石 ケリ、まりつき、 紙芝 居、羽根つき、こままわ し、めんこ、道りゃんせ

- →昭和に流行った漫画コ ーナー
- →昭和に流行ったアニ メ、コマーシャル
- \rightarrow ポスター、プロマイド、TV ドラマ (映画)
- →駄菓子や飲物販売(おせんべい、かりんとう、 おこし、ラムネ、サイダー、こぶ茶など当時のも の)
- →読み聞かせ (昔話、お とぎ話)
- 2 ・カラオケBOXと歌 ごえ喫茶 (予約制・時間 制限) 有料

		昭み③(ジ・三・※発④塚夏発⑤季→いけをる→→はる子→ン→の場一、、、て、士、活、四、さだ花す、でく団、シの場の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		
2	全般	平素より大変お世話にな	商ま要店組をの立まや「ち境での場までのりし、ま環め はが、取効し等お地どな活努 に業本い間な、と業進ン向・ を関計くで商新も施めパけ向 に変本い間な、と業進ン向・ に変本がめ個よ策るな備る現ま でのみ発空地すすかのり はありまで店規掲設めパけ向 はありまで店規掲設めパけ向 をコに持 をコに持 をコに持 をコに持 をコに持 をコに持 をコに持 をコに持	0

りに日常の買い物利便性 が高いスーパーなどの商 業施設の誘致を希望しま す。

自分は志木市本町 1 丁目 に住んでいますが、メイ ンストリートのいろは商 店会に魅力的な商業施設 が無く、同居している家 族もほとんど利用してい ません。小規模なローソ ンストア 100 以外にフラ ンチャイズやチェーン展 開している商業施設が無 いため、現実的には駅前 のスーパーであるカスミ やビッグエー、丸井食遊 館、ユリノキ通り沿いの ヤオコーまで移動して買 い物をしています。その ため、公民館などの教 育・文化施設は近いので すが、買い物などを近隣 だけで完結できず住みや すい環境であるとは考え ていません。

前誘志活心に個一アな志にまかというこかがあるといいにケーが人考を出る中フ地効にし務的前ないるのす市ン街有的ン業力駅のといいにケーが人考をあれて、生す規スよれ誘てといいにケーが人考しか思座ーパ舗のとなかがはない。とすれるの生中む。オトうば導い

致することが、未来の居	
住者獲得にも町の魅力の	
増大にもつながると考え	
ております。	
以上でございますが、可	
能でしたら今後意見を述	
べる機会にお声がけいた	
だけるとありがたいで	
す。	
今後とも何卒よろしくお	
願い申し上げます。	

「志木市地域共生社会を実現するための条例」 基本的な考え方 (案)

1 意見公募期間 令和4年11月21日(月) ~ 令和4年12月20日(火)

2 素案公表場所

市ホームページ、共生社会推進課、総合福祉センター、第二福祉センター、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

人	数	意見件数
個 人	団 体	息 兄 什 剱
5 人	2 人	11件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
\triangle	その他 (素案に直接関連のない内容等)

No.		公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全般	共生 まで でで でで でで でで でで でで でで でで でで	市では条例の周知等を行うを定をのの周知等の作成ののようでは多いのではない。 一ではないではないのではない。 一ではないではないではないではないではないではないではないではないではないがいではない。 ではないではないではないではないではないではないではないではない。 ではそのではないではないでは、ではないでは、ではないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	0

2	全般	市中な民が役解たた接ご活持市こる共人が加い方自けすメす行だら内社うの所い役でらや主所促ら、的ざ弱ち役(か生ひ自しとは分なべと。政けれの会強理はと所行な志体は進い言ない者の所領と社と分て思何のいて明そ頼とた事のい解全思ら行でにつ啓めで見でんや中おがま実市きなすいる参みしな費てで、をが、尽すられか、あて蒙るしつ誠が障でんいす現民るい。いこ加はてい用し、全目必啓くれか、あて蒙るしつ誠が障でんいす現民るい。いこ加はてい用し、全目必啓くりがれは業、や記?ずしくをべだし、業でけのす。いにい局さ。や共と、市欲算れは業、や記?ずしくをべだし、業でけのす。いにい局さ。や共と、市欲のば市者市理しま直訳生おてっや一者参な仕。い、ダではむ限市生いそ役し	地な悪のと自会ししる書とと 地域のようには、と事をとで見、域を出て自地会するととのいうである。 地域のよ、と事をとで見、域をはでり、社加に対して自地会するとのいりがである。 地域のよ、組一の構いた、一を が、組一の構いた、一を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	
3	全般	図にコ何の場案あに定みの市。誰よのが誰案試のにといるにといるとはいるはいるないのにかめ例。胃に対よたでしるにでいるないのないのであるなが、こるのなみののが、はないでしないでしるはいでしょいでしるが、 はいのにのないのに、 はいいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい は	条例である をある をある をある をある をある をある をもした をもした をもした をもまか でを をもまか でを をもまか でを をもまか でを をもまか での にる をは のの にる のの のの のの のの のの のの のの のの のの の	0

木み自かにるの本官文いたころ治で、れ中)れて体での例る案とさ(たし一案て条す提案されもし一案で条す提案されもとなりを発生のでよの後条提のならる。 と体全応ひ書的かあるとに例案からる。 があり、れ中)れてのののののののののののののである。 とは、他での例る案のれものとは、ののであるとに例案がある。 と体を応い書いたしたしい。

しかし、我々は、中央官 庁のいうような無味乾燥 ないわゆる「自治体」に 居住しているわけではな い。東京郊外の、歴史あ る、地政学的に特色ある 小さな自治体である。そ の志木市の地域共生社会 を実現するためには、現 在の志木市にはどのよう な問題があり、それを解 決するために、志木市ら しいどのような考え方・ 方法があるのかを探るの がこうした条例のねらい であろう。無色透明な 「自治体」のための問題 提起・解決策であるべき ではない。

そこで解決策・施策の 考え方について、地政学 的な特色を生かした以下 の様な基本的考え方を提 案しておきたい。

志木市は、地政学的に 大きく言って 3 地域によ 特色のある志木市らしい地域共生 社会の実現に向けて、体制の整 備、施策の実施、理解促進などに 努めてまいります。

って構成されている。大 きな川に挟まれ農業を主 体とした宗岡、野火止用 水の両岸に沿ったかつて の商業地域である引又、 館村時代の農村現在の新 興住宅地域、である。こ れらのそれぞれには伝統 に根差した異なる地域共 生社会が培われ、あるい はその一部は衰退しつつ ある。宗岡地域には洪水 に備えた地域共同体、商 業地域には商人の間の付 き合いの習わし、新興住 宅地域には、全く希薄な 住民意識の中で育まれつ つある絆意識、などなど である。それぞれに特色 あるこれら地域共生社会 を実現するための「種」 を見つけ出し、それぞれ を育て、総じて志木市独 特の市民意識へと融合・ 進化させていくことが肝 要かと推察される。検討 を願いたい。 手話は、日本語とは異なる言語で ① 手 話 言 語 条 例 (県 · 市)の役割とは〈市町村 あることについての社会的認知や 手話言語モデル条例のポ 理解が深まるよう周知に取り組む とともに、いただいたご意見を参 イント〉 考に、今後、普及や理解の促進を ◆市町村の責務 進めてまいります。 (1) 手話でコミュニケー ションしやすい地域社会 なお、この度の地域共生社会を実 現するための条例につきまして を構築すること。 (2) 手話の普及と手話に は、手話という言語の周知を含 よる意思疎通と社会参加 む、さまざまな障がいを含め、広 全 4 の保障を行うこと。 く福祉分野に係る課題を捉えるも 般 (3) 市町村民や事業者 のとなっており、制定にあたって は、市町村の施策に協力 は、それぞれ関係する皆様からも し、手話の普及やろう者 ご意見を伺っております。 が利用しやすいサービス 具体的な取組については、新たに や働きやすい環境を整備 パンフレット等を作成し、詳しく する役割があること。ま 記載してまいります。 た、ろう者自身も理解の 促進及び手話の普及の役

割があること。

- ◆市町村条例の施策
- (1) 手話でコミュニケー ションしやすい地域社会 を作る。
- ② 手話言語条例を制定し た自治体の施策
- (1) 「手話を学ぶ機会の確保」
- (2)「学校における手話の普及」
- (3) 「手話通訳者等の確 保、養成等」
- (4)「手話を使いやすい 環境の整備」
- (5) 「事業者への支援」
- ◆お願い 言語条例に関する制定や見直しに伴う改定は、聴覚障がい者団体の関係者に確認の上で、推進していただきたい。
- 各自治体が取り組んでい る施策
- (1) 「手話を学ぶ機会の確保」
- ●市民や職員向けミニ手 話講習会・啓発事業の新 設 ●地域や企業向けの手 話学習の出前講座の実施
- ●手話ポスターやハンドブックの作成、配布 ●手話を学べる動画の制作や配信 ●図書館に手話の本コーナーの設置など
- (2) 「学校における手話 の普及」 ● 学校 (小、 中、高) に手話の授業の 取り入れ ●幼稚園や保育

園でミニ手話学習や出前 講座 ●ろう学校教職員 の手話研修(手話を使っ た授業への到達を目指し て)など

- (3) 「情報保証の手段の 確保、養成等」
- (4)「手話を使いやすい 環境の整備」
- (5) 「事業者への支援」
- ●企業、社会福祉法人、NPO 法人が手話り、 開催するにあたり度を 開催補助金制度が ●企業等を受験する際 検定等を受験料補助制度を新設
- ③特色あふれる施策条例を制定した自治体の中に地域の特色あふれる施策に地域の特色あふれる施策に取り 生進的な施策に取り組んでいる自治体もあり。
- ●手話パフォーマンス甲 子園…鳥取県 ●手話言語 条例制定イベント等…北

	海 一 海 市 大 本 市 大 本 市 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
5 目的	暮らせるまち、住み続け たいまちの実現に寄与す ることを目的とする。 ・子ども・障がい者・高	手話については、本条例の中で語と 語である1の目を別りますののできまいります。 は、本条例の日本語と 明記してきまりまます。 ので周知してまいたご意見に がいたご意見に がいただ現において参 考にさせていただきます。

6	定義	会無を人のの「のと追※の※目を対す援う後で、「市社後」加③市④に話がでした。とは、「市社後」加のでし言がでした。との、入由でに話がでした。との、入由でに話がなる。との、入由でに話がなる。との、入由でに話が、を」「のと追※の、「市社後」が、を」「のと追※の、「市社後」が、を」「のと追※の、「市社後」が、というとは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	手話については、本条例の中で言語とを明記していることを明記している。 まなる 1 つの言語である まいります。 なお、その他いただいたご意見については、条文の表現において参考にさせていただきます。	
7	基本施策	推と・ず学ぶ推説齢関人けえしっ会と いず学ぶ推説齢関人けえしっ会を 実現 有児共一力)い、をく社がこれ 無童にシを の支行皆会生と 事地現ンすと障ら支てれ誰輝 実のがながる意障ら支でのきかる にが生プす 有援うでのきかる ませいり くればし はいしょう はいいき といいき といいき といいき といいき といいき といいき といいき	教にる教り教るはズ学交まこけ無べ深え にいっか あるは と はいり で で すいり で すいり が い の の に 一要別 要体的 多時 て 現い担理る と に で 「 基 ム 製 で 「 基 ム 製 で 「 本 社 性 作 の か な と 進 の 障 代 互 で 「 ま ム 築 に お 人 続 整 学 共 い ず た と に ア 構 実 て も た 」 共 地 に わ ど く ま で 「 ま ム 築 に お 人 続 整 学 共 い ず た と ま ム の 着 え ど え 場 び の 障 代 互 で り ま く を 考 子 応 の 及 。 度 条 か の で い り ま で う 教 る と 進 の 障 代 互 で すい り ま で ら が ま と で 大 が が ま と で 大 が が ま で に で 、 ち が が ま と で 大 で す が か ら で 大 が が ま で に で す が か ら で ま か の で い り す で と か で す が か ら に て め な が か ら に て め な が ま か ら で す か ら で す か ら で す か ら で は か ら で ま か ら で ま か ら で は か ら で ま か ら で は か ら で ま か ら か ら で ま か ら か ら で ま か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か ら か	

相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生社会を 実現するため、障害者の 社会参加の支援等のため の施策を講じる必要性を 述べています。

相互に人格と個性を尊重 し合いながら共生社会を 実現するためには、幼少 のうちに教育の現場から 共生していくことか重要 です。教育の現場、学校 現場から障害を有する児 童と有しない児童とが共 に生活し学ぶことで、自 然と、お互いの理解、存 在の平等、いろんな人が いて当たり前だというこ と、お互いを助け合う気 持ちを育んでいくことが でき、成人してからの生 活においても、障害者が 地域社会に認知され、社 会参加していくことを容 易にします。

学校教育法施行令では、 すべての子どもが地域の 通常の学級に通うことを 原則としていますが、現 状は分離教育がすすんで いる実態があります。分 離教育においては、相互 理解や障害者の地域での 認知を生むことは難し く、障害者が地域社会に 参加していくことには困 難さを生む要因となって います。また、共生社会 の実現においては、なに より、本人の意思の尊重 が基本理念としてなくて はなりません。「そのも のの人生を生きるのはそ のものである」。障害者 も、どこで誰と生活する かについての選択の機会 が確保されるべきであ り、地域社会で、地域の

		子育一はれ現組 実生う例見 とう望択慮を要シ現てりを とかを選配会必一のっ盛と たい教人理るとク教を方るま もたプ本合れこン、会えなし がルにさ実り の共い込こ でプ場い込こ がかくんこ		
8	基本施策	う理解でよろしいでしょ うか?主語がはっきりして	実施主体は市や市民、事業者となり、それぞれが各取組を行う際に本条例の基本理念等に則っていただけるよう進めていくものです。	0
9	基本施策	皆すいるはにする をだに可。 をだに可。 うい障解ががらを をだに可。 でこま知なががらを をだに可。 で目り をだに可。 で目りを 大年 を大年 本 がとでる 大年 を大年 本 が の は に の の に の に の に の の に の の に の の に の の に の の に の の に の の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	市がは、	

		のものは当然ですが、市		
		民参加が自由なものにも 手話通訳が付けば、自ず		
		と障がい理解への関心も 高まるのではないでしょ		
		うか。		
		更に、市役所総合窓口に 手話通訳者の設置があれ		
		ば、手話が第一言語の人は庁舎内の用事が容易に		
		なると思います。聞こえる人も聞こえない人も自		
		分らしく生き生きと暮ら		
		せる街になることを願っています。		
		3. 施策 (1) 基本理念	手話については、本条例の中で 1 つの言語であることを明記し、日	
		「②誰もが必要な支援	本語と異なる言語である旨をパン	
		を受けることで、」の後に、※⑤「自らの意思で	フレット等で周知してまいります。	
		選択し、」を入れる。	なお、その他いただいたご意見に ついては、条文の表現において参	
			考にさせていただきます。	
		削除する。		
		「(2)」後に、※⑥ 「条例のもとで担う、」		
		を入れる。 【市】「・地域共生社会		
	基	の実現に向けた必要な支		
10	本施	援を受けられる体制の整備に努めること。」の次		\circ
	策	に、※⑦「・地域共生社会の実現に向けた計画作		
		成時には、市民・事業者		
		と意見の交換の場を設けること。」を追加する。		
		「・地域共生社会の実現に向けた取組を推進する		
		ために」※®「市民とと もに」を入れる。		
		「・地域共生社会の実現		
		に向けた認識や理解、取 組について」の後に※⑧		
		追加「も」を入れる。 (3)基本施策		
		「②地域共生社会の実現		
		に向けた活動への参加を		

		促がめ後※る「シる⑩言入※すがるする追※と※※※目※で変わ本独もが※い進自のの⑨。⑧ョ施「語れ⑪る第手る。加⑤め⑥⑦⑧⑨指⑩はえれ語自っい⑪東解支」作 コ解」が使 生聴と手例加 削 やかか語 日手しがなや言語追者決援をり ミ・のい用 条覚し話をす 除 すらら条 本指て、る文語に加及をす削」 ユ尊後者す 例障て言別る し い 例 語やい手言法。なしび図る除を 二重にがる をが使語に て 制 を表る話語体聴るて図る除を 二重にがる をが使語に て 常 中 を まる話語体聴るに加及をす削」 ユ尊後者す 関 に で まいか の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
11	基本施策	と 聞こえない人、聞こえに くい人は外見からは見え ない障がい者です。	いただいたご意見を参考に、今後、手話を学ぶ機会の拡充とともに、市民からのお知らせなどをご案内をする際には、誰にでも分かりやすい表現となるよう工夫に努めてまいります。	0

手話は見る言葉【言語】です。

最近では、TVのCMに字幕や手話がつくようになり商品の内容を理解することができるようになりました。

しかし、あるろう者が市 役所の総合受付で筆談で の対応で、文章の内容が 理解出来ず大変困ったそ うです。

聞こえない人の中には、 文章を理解するのがむず かしい方もいます。

喋れるけれども、聞くこ とができない人もいま す。

聞こえない人とすべて筆 談で、できるということ ではありません。

内容をわかりやすく書く という気配りも大切で す。

手話には「日本手話」 「日本語対応手話」があります。それぞれ表現方 法も異なり、聴覚障害を 持つ人によって使う手話 が異なります。

市の総合受付のみではなく、各窓口で簡単な手話が出来る配慮があって当然だと思います。

そのためには、全職員 (会計年度任用職員、委 託先業者の職員含む) に、手話言語を学ぶ「手 話講座」を入れてくださ

V'.	
また、公的な文章は一般	
市民でもわかりにくいも	
のがあります。	
聞こえない人にはなおさ	
らです。	
だれにでもわかりやすい	
言語を使ってください。	
また、だれでも自由に手	
話が使える環境を作って	
ください。	

「志木市地域防災計画(素案)」

1 意見公募期間 令和 4 年 1 2 月 9 日(金) ~ 令和 5 年 1 月 7 日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、防災危機管理課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張 所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

人	数	意見件数
個人	団 体	思 兄 什 剱
1 人	0 人	4 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
Δ	その他 (素案に直接関連のない内容等)

No.	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	【空き家対策】 市内では多数見受にないのででは多数見受けるののでは多数ではいるではないでででででででででいる。 は、いって、のででででででででです。 は、いって、のでででででです。	ご近化的変傾りまは平と追な木3対 ご近化的変傾りまは平と追な木3対 に高社造増て しもる策 期令的 に高社造増で しもる策 期令的 に高社造増で しもる策 期令的 に高社造増で しもる策 期令的 に環必P15) 「画、ま をな。空災ら、た具き月め に環必P15) 「画、す に環必の第しに対基い をな。空災ら、た具きり に関いたは策づり にまいたは策づり にまいたは策づり にまいたは策づり にまいたはまい。 に対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しまい。 にまいたは策づり にまいりましたは策づり にまいりましたは策づり にまいりましたは策づり にまいりましたは策づり にまいりました。 に対しまいりました。 に対したは、 に対したは、 に対したは、 に対したは、 に対したは、 に対した。 に対した。 に対した。 に対したは、 に対した。 に対したが、 に対したが、 にがしが、 にががが、 にがが	0

2	【福雄難所】 一てんまでしないいのう果え、 一でがだで間にないいのう果え、 を関かがだで間たます当ので がだで関連を関連がいいのが を関連を表して がだで間にないいのが を関連を表して がだで間にないいのが を関連を表して がでした。 でのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいのが、 でいいが、 でいいのが、 でいいいのが、 でいいいいいのが、 でいいいいのが、 でいいいのが、 でいいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのが、 でいいいのいいのが、 でいいいのが、 でいいいいのが、 でいいいのいいいいいのいいのが、 でいいいいのいいのいいのいいのいいのいいのいいのいのいいのいのいのいのいのいの	令和3年5月の災害対策基本法 施行規則では福祉ではるるでででででででででででででででででででででででででででででででで	0
3	【避難所における備蓄】 いる物を考えて頂間でいる物を考えない。 間こえない者では、間にない方々では、 をはい方々では、 はにのスムーズない。 をもっためにもまればでいる。 にもなったができません。 にもかったができまればできまればできまればできまればできまればできまればできまればできまれば	筆談ボードにつきましては、避難所において、有効なコミュニケーションツールであるため、準備してまいります。	0
4	【ボランティア団体】 支援協力としてボランティア 団体とありますがへ 該当するボランティア団体へる のお願いや周知をされている のでしょうか。また関連頂 集まりや会議など進めて たいです。	いただきましたご意見の内容を 含め、今後、志木市社会福祉協 議会や市内のボランティア団体 と連携を深めて、具体的な取組 を検討してまいります。	0

「志木市一般廃棄物処理基本計画(素案)」

1 意見公募期間 令和 4 年 1 2 月 9 日(金) ~ 令和 5 年 1 月 7 日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、 いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

人	数	意見件数
個人	団 体	息 兄 仟 剱
0 人	0 人	0 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
\triangle	その他 (素案に直接関連のない内容等)

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意 見なし	_	

「志木市ペット霊園の設置の許可等に関する条例の一部改正」

1 意見公募期間 令和 4 年 1 2 月 9 日(金) ~ 令和 5 年 1 月 7 日(土)

2 素案公表場所

市ホームページ、環境推進課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、 いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館

人	数	意見件数
個人	団体	思 兄 什 剱
0 人	0 人	0 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
Δ	その他 (素案に直接関連のない内容等)

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意 見なし	_	_

「第3期志木市スポーツ推進計画 (素案)」

1 意見公募期間

令和5年1月12日(木) ~ 令和5年2月14日(火)

2 素案公表場所

市ホームページ、生涯学習課、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、 いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊 学図書館、市民体育館、秋ケ瀬スポーツセンター、市民会館

人	数	意見件数
個人	団 体	
1 人	0 人	2 件

	区 分
0	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
0	原案のとおりとするもの
\triangle	その他 (素案に直接関連のない内容等)

No.	章	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	3	14施ペ的事をとポいいの役とめののし民方で89割一に等し「一理る推世考、充で現税がはつみがのえ忙い金をのとをのら易・な世税にいが下低スなしるが定上かす負れに整く代なかりののいポいく時か期位らる担まス備、のどなとのよとツ由スがるにつスめ減。一ど出担してよいツ2定「一いがえ来ーは必の施す削(いるかと実2期仕ツ」スなてツ現要た設る減住くのよま	200歳ツ「働アろ今るて設きやいい努力と、り業アきのはポースと」かた。 20向しをチくヨで後ス、定る、おけーした。 2の歳ツ「働アろ今るで後ス、定る、おけーした。 2の歳ツ「働アろ今るで後ス、定る、おとと」がは、カールが、カールが、カールが、カールが、カールが、カールが、カールが、カールが	0

全体を通して、第 1 期、 本計画については、本市のスポー 第 2 期を行っているにも ツ分野における今後5年間の方向 関わらず志木市スポーツ 性を示すものであり、具体的な経 推進計画で使用された金 費や実施時期については、各年度 額についての記載や第 3 における予算編成の中で議論して 期で予定されている予算 まいります。 の記載がどこにもありま せんでした。 また、スポーツ推進計画の上位計 志木市に住んでおり税金 画に当たります、将来ビジョン実 を納めている側としては 行計画に予算についての記載があ りますので、ご確認いただければ 素案であったとしても意 見を募集するのであれ と存じます。 ば、どのような施策がど 2 \bigcirc の程度の予算を計画して いるのか、過去実施した 際にどの程度の支出で行 われてどのような結果で あったかが最低限記載さ れていないとその施策に 対しての評価や意見はで きないと考えています。 ぜひ予算や第1期、第2 期で実際に使用された金 額の記載をお願いしたい です。